

## 生産緑地買取・活用支援事業実施要綱

令和2年3月31日付31産労農振第2542号

### (目的)

第1 この要綱は、相続等により買取り申出された生産緑地について、区市がこれを購入し、福祉農園など農的に利用するために必要な支援策を行うことにより、都市部にある農地の宅地化を抑制し、多面的機能を有する農地を確実に保全していくことを目的とする。

### (定義)

第2 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

- 1 農地 農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に定める農地
- 2 生産緑地地区 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項で定める区域
- 3 生産緑地 生産緑地法第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区の区域内の土地及び森林

### (支援対象)

第3 本事業による支援の対象は、生産緑地地区の指定がある区市（以下「対象区市」という。）とする。

### (事業の内容)

第4 本事業の内容は、次のとおりとする。

- 1 生産緑地活用計画（以下「活用計画」という。）の認定
- 2 生産緑地の買取支援
- 3 買取生産緑地の活用支援
- 4 生産緑地買取・活用支援事業の推進

### (活用計画の認定)

第5 第4の2及び3による支援を希望する対象区市は、これに先立って活用計画を策定し、知事の認定を受けるものとする。なお、その手続については、次に定めるところによる。

- 1 活用計画の申請

対象区市は、活用計画を策定し、認定に係る申請を様式1号により知事に行う。また、申請書には、次に掲げる図書を作成し、添付するものとする。

- (1) 生産緑地活用計画書（様式2号。以下「計画書」という。）
- (2) 位置図（区市における活用する生産緑地が所在する地区（以下「活用計画地区」という。）の位置が分かる地図）
- (3) 区域図（活用計画地区を区域線で表示し、農地の現況を表示した地図）
- (4) 構想図（計画書に記載した取組方針の内容及び位置を表示した地図）

## 2 認定の要件

活用計画地区の指定にあたっては、次に掲げる事項全てに適合することを要件とする。

- (1) 活用計画地区の規模が、一又は二の建築敷地のみを対象とすることは適切でなく、少なくとも街区形成に足る一定の広がりを持った土地の区域であること。
- (2) 生産緑地の合計面積が、活用計画地区に占める面積の割合のおおむね10%以上であること。ただし、特別な事情が認められる場合は、この限りでない。
- (3) 活用計画地区が、町丁目、道路その他の施設、河川、その他の地形地物で土地の範囲を明示するのに適当なものにより定められていること。

## 3 活用計画の認定に係る意見聴取

知事は、対象区市が策定する活用計画の内容について、関係団体や専門家等で構成する生産緑地活用計画地区認定協議会（以下「協議会」という。）の意見を聴取するものとする。なお、協議会の設置については別に定める。

## 4 認定

知事は、協議会の意見を踏まえ、対象区市から申請された活用計画を認定するものとする。

## 5 認定手続の省略

次に掲げる区域については、活用計画と同等のものとみなし、協議会からの意見聴取を省略することができるものとする。

- (1) 都市整備局が定める「農の風景育成地区指定運営要綱（平成23年7月15日付23都市政緑第188号）」に基づき、「農の風景育成地区」に指定された区域
- (2) 都市計画法第9条第8項に規定される「田園住居地域」に指定された区域
- (3) 都、特別区及び市が定める「緑確保の総合的な方針（平成22年5月策

定、平成28年3月改定)」において「確保地」に位置付けられている「農地」を含む区域

(生産緑地買取・活用支援基金の造成)

第6 第4の2及び3の事業を実施するに当たり、公益財団法人東京都農林水産振興財団(以下「財団」という。)に生産緑地買取・活用支援基金の造成をする。知事は、基金の造成にあたっては、財団にその資金を出えんする。

1 事業の実施方法の策定

財団は、生産緑地買取・活用支援事業を実施する場合にあたって、事業の実施手順を定めた実施要綱及び補助金交付要綱(以下「要綱等」という。)を作成し、様式3号により知事に承認申請を行うものとする。改正する場合も同様とする。

2 事業の実施方法の認定

知事は、財団が1で申請した要綱等について、適正と認めるときはこれを承認するものとする。

3 事業計画の承認

財団は、事業の開始に当たり、別途契約を締結する生産緑地買取・活用支援事業の実施に係る出えん契約書(以下「出えん契約書」という。)で約するところにより事業計画書を作成し、知事の承認を受けるものとする。

4 報告等

財団は、出えん契約書で約するところにより、事業の進捗状況やその実績について、知事に報告するものとする。

(生産緑地の買取支援)

第7 財団が実施する第4の2の事業は、対象区市が、第5で認定された活用計画に基づき、活用計画地区内に所在する生産緑地を農的に利用することを目的に購入する際の経費の一部を補助する事業とする。

1 補助事業の原資

補助事業に必要な資金は、第6の基金を取り崩して用いるものとする。

2 補助率

財団が行う対象区市へ交付する補助金の補助率は、2分の1以内とする。

3 補助対象面積

1つの対象区市に対して行う補助対象面積の上限は、1ヘクタールまでとする。

4 補助対象とする生産緑地の農的な利用とは、市民農園、福祉農園、体験農園、セミナー農園、農業研修施設等として利用することとする。

(買取生産緑地の活用支援)

第8 財団が実施する第4の3の事業は、対象区市が、第7で購入した生産緑地において、第5で認定された活用計画に基づき、都の政策課題の解決に資する施設を設置する場合には、その経費の一部を補助する事業とする。

1 補助事業の原資

補助事業に必要な資金は、第6の基金を取り崩して用いるものとする。

2 補助対象施設

都の政策課題の解決に資する施設は、次の施設とする。

(1) 高収益型農業を目指す農家の育成施設の整備

東京都農林総合研究センターで開発された東京型統合環境制御生産システム「東京フューチャーアグリシステム」を用いた栽培施設又はこれと同等の栽培施設の整備

(2) 農福連携のための福祉農園等の整備

障害者などが社会参画することを目的に、農作業を行うための農園の整備

3 補助率及び補助対象経費の上限額

1つの対象区市に対して行う補助率は5分の4以内とし、補助金の上限金額は1億円とする。

(財産処分の制限)

第9 対象区市は、本事業の補助を受けて購入した生産緑地及び整備した施設を農的な利用以外の目的に利用してはならない。

1 対象区市は、本事業の補助を受けて取得した財産を事業終了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効率的な運営を図らなければならない。

2 対象区市は、本事業の補助を受けて取得した財産で、処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳及びその他関係書類を、処分制限期間を経過するまで管理保管しなければならない。

3 対象区市は、補助事業により取得した財産を、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、やむを得ない事由による処分をしようとするときは、あらかじめ知事に申請し、その承認を受けなければならない。なお、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数を経過した場合は、この限りではない。

4 知事は、3の規定により、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しよ

うとしたときに、収入のあったときは、当該収入の全部又は一部に相当する額を対象区市に納付させるよう命ずることがある。

(取得した生産緑地の活用に関する報告)

第10 対象区市は、本事業の補助を受けて取得した生産緑地の利用状況に関して年1回報告書を財団を経由して知事に提出するとともに、知事の求めに応じ現地確認を受け入れなくてはならない。

(生産緑地買取・活用支援事業の推進)

第11 知事は、別に定めるところにより、財団が第4の2及び3の事業を推進する上で必要な事務経費について補助するものとする。

(推進体制)

第12 知事は、本事業の実施に当たり、関係機関との密接な連携を取りながら、関連施策との連携に配慮し、地域の実情に応じて円滑かつ適正に推進する。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式1号（第5関係）

（文書番号）

年 月 日

東京都知事 殿

（区市長名 印）

生産緑地活用計画認定申請書

当区（市）において策定した生産緑地活用計画について、生産緑地買取・活用支援事業実施要綱第5に基づき認定を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

添付書類

- （1）生産緑地活用計画書（様式2号）
- （2）位置図
- （3）区域図
- （4）構想図

様式2号（第5関係）

生産緑地活用計画書

1 地区の概況

申請者名		名称	
------	--	----	--

位置			
地区の面積		農地面積 (うち生産緑地面積)	

地区の概観

地区を構成する主要要素の立地状況

2 地区と既定の計画等との関連

都市計画等
緑の基本計画

農業振興計画等
その他地区に係る行政計画等

3 生産緑地地区を保全するための方針

目標
取組方針

※ 取組方針を示す図は、構想図のとおり



様式3号（第6関係）

（文書番号）

年 月 日

東京都知事 殿

公益財団法人東京都農林水産振興財団  
理事長

生産緑地買取・活用支援事業の実施に係る要綱等の承認申請書

生産緑地買取・活用支援事業を実施にあたって、事業の実施  
について要綱等を定めたので承認申請します。

添付資料

注：策定又は改正した実施要綱、補助金交付要綱の名称を記載すること。